

第9回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 令和6年3月14日(木)

招集場所 防災情報センター2階情報研修室

開 会 午前9時00分 会長宣言

出席 農業委員(10人)・農地利用最適化推進委員(5人)

1番	大岩 徹	7番	船越 征子
2番	森谷 雄	8番	本高 善久
3番	松本 良史	9番	遠藤 功
4番	加藤 直行	10番	山本 信男
5番	長尾 保	11番	宇田川 保

千藤 誠	竹内 求
川上 幸恵	見山 収
浦部 明郎	

欠席 農業委員(1人)・農地利用最適化推進委員(0人)

6番 高津 孝司

職員及び関係者 局長 西岡 浩治

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

- 第1号議案 農用地利用集積等促進計画(案)について
- 第2号議案 非農地証明の申請について
- 第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第5号議案 国土調査法に基づく地籍調査に係る地目認定について
- 第6号議案 令和6年農作業標準賃金(案)について
- 第7号議案 令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時00分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

7番委員 船越 征子 9番委員 遠藤 功

事務局： 失礼します。定刻よりも少し早いですが、予定をされている皆さんお揃いですので開会させていただきたいと思います。第9回江府町農業委員会総会を開催したいと思います。日程に従いまして進めてさせていただきます。日程2、農業委員会憲章の唱和ということで、本日は本高委員さんの独唱により皆さんは黙読でお願い出来ればと思います。ご起立をお願いします。

本 高： 憲章唱和

事務局： ありがとうございます。ご着席ください。続きまして日程3でございます。会長あいさつをお願いいたします。

会 長： 皆さんおはようございます。今日は令和5事業年度の最後の総会となりました。9時開始と言う事で早朝からお集まりをいただきましてありがとうございます。先般ある会議で鳥取県農業農村担い手育成機構理事長の挨拶の中で大変興味深い事柄を話されました。当中間管理機構は農地の集積・集約化を進めるための中間的な受け皿として機能をしている公的な機関です。従って農地の出し手、受け手双方の契約締結や賃貸料の受払、それらを一手に担っています。理事長のお話では、最近農地の受け手の側から中間管理機構に支払われる利用料が延滞する、滞る傾向が非常に顕著になってきたと言う事で、現在鳥取県内で延滞額が1,000万に上ると言う事で、その額に非常に驚きました。その要因として理事長が指摘されたのが、米価を中心とする農産物の価格低迷とそれ以上に肥料飼料、生産資材、この辺りの負担が非常に大きくて、農家経営・農業経営が非常に厳しくなって、最近特に賃料の支払いが滞ったと言う事です。逆に賃料の支払いを機構がされるわけですが、支払いも契約期間中に口座が閉鎖になったと、特に相続関係で相続手続きが成されていないために振込不能として返される件数が最近随分増えていきますと、そこら辺の領域の勉強と言うか認識はなかったんですけども、中間管理的な受け皿を担っているわけで、農業者の出し手も受け手も機構があるために随分助かっている、省力化できている、負担軽減で来ているわけで、そういう課題がここにあるのかなという風に改めて感じた次第です。これは現代の農業農村が抱えている閉塞感と言いますか、その一端を垣間見る様な事象ではなかという風に感じました。私もご指摘を以ってもう少し中間管理機構の、一方では優位性と言うものもあるし成功事例もあると思うんです。そこら辺と今申し上げた様な今日的な課題について、もう少し深掘して勉強をしなければいけないという風に感じた次第であります。今日は年度末と言う事もありまして普段より若干多い7号の議案を提案いたします。10時半からは講演、意見交換会を予定しておりますので、何分円滑なご審議をお願いいたします。以上長々ですが冒頭のご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長： それでは日程に従いまして進めさせていただきます。出席確認ですが、本日出席委員数は委員会会議規則第5条により委員定数の過半数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告します。次に議事録署名委員の指名です。署名委員を議長が指名することに異議ありませんか。



はそれぞれ△、△△△㎡、△、△△△㎡、地目は全て○で○○の作付けでございます。期間は令和△年△月△日から令和△△年△月△△日までの△年で賃料は○○でございます。借受経営体は○○○にお住いの○○○○さんでございます。農地番号13番から15番でございます。貸出契約名義人は○○のお住いの○○○○さん、土地は大字○○字○○△△△△番、△△△△番△、△△△△番△、地目は○で○○の作付けでございます。面積はそれぞれ△、△△△㎡、△、△△△㎡、△、△△△㎡、期間は令和△年△月△日から令和△△年△月△△日までの△年△△〇月、賃料は△△〇当たり○○△△〇〇となっております。借受経営体は○○にお住いの○○○○さんでございます。続きまして農地番号16番、貸出契約名義人は○○にお住いの○○○さん、土地は大字○○字○○△△△△番、地目は○で○○の作付けでございます。面積は△、△△△㎡、期間は令和△年△月△日から令和△△年△月△△日までの△年△△〇月、賃料は○○で貸出契約名義人は○○の○○○○さんでございます。利用権の設定を受ける者の経営状況を7ページに付けております。場所につきましては8ページから12ページに航空写真を付けておりますのでご覧ください。以上でございます。

議長： それでは地区担当委員より補足説明をお願いしたいと思います。新規案件を中心にお願ひします。農地番号5番から7番は○○○地内と言う事ですので、大岩委員よりお願ひします。

大岩： 5番、6番、7番ですけど、6番、7番、○○○○○さんが○○さんの方に○○○○の○○を作って欲しいと言う事で依頼をされて○○さんが受けられまして、○○さんが○○にある○○を○○さんが隣り合わせでありますので、それぞれ一カ所に纏めてと言う事でそれぞれの土地を耕作されると言う事です。○○さんは次々と集落の方の○○を耕作されていまして、今回増やされると言う事です。以上です。

議長： 次に農地番号8番から12番、○○○地内ですので長尾職務代理お願ひします。

長尾： △枚ありまして集落の下の方になるんですけども、○○さんが昨年○○をされて○○はしておられますが、なかなか耕作は出来ないような状況になって来ていたんですけども、○○さんと言う○○の方なんですけど、実は既に近くの方で△枚借りて耕作をしておられまして、その方が△枚を引き受けると、実際には○○を作ると言う目的ははっきりしてしまっていて、○○さんに勤めておられましてそこで話が出た様で、○○の○○○○を確保するために借りたいと言う事でございます。以上です。

議長： 農地番号13番から16番、○○地内、本高委員さんお世話になれますか。

本高： 失礼します。図面が11ページにございますが、先ほど合意解約になりました○○さんと○○さんのところで、○○が○○が○○なりまして急遽昨年末にもう作れないので何とかして欲しいと相談がございまして、周りの方に聞いて回って、ちょっと時間が掛かりましてこの時期になってしまいました。○○○○君が○○を作りたいと言う申し出がありましたので、この度掛けさせて頂いているところです。12ページをご覧ください。

きますと、これが16番の〇〇さんの〇〇〇になります。〇〇〇〇を作るときにここは〇〇〇〇になっておりました。それが終わった後作り手がなくて保全管理はしておりましたが、この度〇〇〇〇君が〇〇をと言う事で申請がありましたので、挙げておるところでございます。以上です。

議 長： ありがとうございます。それぞれに補足説明を頂きました。質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いします。長尾代理、先ほど〇〇と言う事でしたが、〇〇さんと言う方は血縁は町内にない方ですか。

長 尾： 特に親戚があるわけではないですけど既に△枚は作っておられるので、〇〇から機械を持って来て頑張っています。田植えは1本、2本しか植えないです。最初はどうかと見ていたんですけどもすごく分結します。凄く出来るんです。肥料は自家配合しているみたいで、作り方が変わっています。私たちではちょっと分からないですけど、それでも立派な稲を作ります。問題はないと思います。

議 長： ありがとうございます。いかがでしょうか。それでは採決を取らせていただきます。議案第1号、農用地利用集積等促進計画(案)につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委 員： はい(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定をいたしました。続きまして議案第2号、非農地証明の申請について提案説明をお願いします。

事務局： 資料の13ページをご覧ください。議案第2号でございます。非農地判断と言う事で、次の土地は、調査の結果農地法第2条第1項の農地に該当しない土地であることが確認されたため、非農地の判断について審議を求めますと言う事で提出をさせて頂きました。申請番号9番でございます。所在が〇〇でございます。〇〇△△番△、〇〇〇△△番1、地目は〇と〇で面積はそれぞれ△△㎡と△. △△㎡、所有者は〇〇にお住いの〇〇〇さんでございます。現況は原野となっており、農地として使用していないためと言う事でございます。以上です。

議 長： 本件について〇〇地区の森谷委員さん何かコメントがありますでしょうか。

森 谷： 現地確認をしましていずれの土地も現状は原野化しております。

議 長： それでは質疑に入ります。本件について質問、意見のある方は挙手をお願いします。特に無いようですので質疑を打ち切り採決を取ります。議案第2号、非農地証明の申請につきまして原案賛成の方の挙手を求めます。

委 員： はい(全員挙手)





ますと言う事で提出をさせていただきました。受番としましては、31番、32番、33番でございます。31番は〇〇でございます。令和4年度から令和5年度まで実施した調査期間の中で地目変更を伴うものが、農地から農地以外に115筆、農地以外から農地には2筆を移動させたいと言うところでございます。32番は〇〇でございます。こちら調査期間令和4年度から令和5年度までの間で調査した結果、農地から農地以外には79筆、現地確認不能地が11筆、滅失と言う事で1筆を含んでおります。農地以外から農地へは1筆、農地から農地へは3筆でございます。33番は〇〇でございます。令和4年度から令和5年度の調査期間におきまして、農地から農地以外へ1筆でございます。28ページから47ページには柿原の航空写真、農地変更分農地から農地以外、農地変更分農地以外から農地、図面、48ページから65ページには宮市の航空写真、農地変更分農地から農地以外、農地変更分農地以外から農地、農地変更分農地から農地、図面、66ページから70ページには武庫の航空写真、農地変更分農地から農地以外、図面をそれぞれ掲載しておりますのでご確認いただければと思います。以上でございます。

議長： ありがとうございます。地籍調査に係る地目認定と言う事で説明がありました。〇〇、〇〇、〇〇と言う事で、担当委員さんの現地確認はもちろんないわけですが、この地籍調査そのものに対するコメント等がありましたら伺いますが、いかがでしょうか。それでは審議に入らせていただきます。質問、意見のある方は挙手をお願いします。私も地籍調査の経験はありますが、非常にきちんとした対応をして頂いて、現状確認の上地目変更と言うか地目認定をやって頂いて良かったという思いがあります。

本高： 1点質問です。ここで審議をした後地目が確定するのはいつの時点になるのかと言う、参考までに質問を

事務局： 2年くらいかかると思います。告示したりいろいろ手続きがありますので。

本高： 分かりました。ありがとうございます。

議長： 浦部推進委員さんはやっておられますけれども、どうでしょうか。

浦部： 会社として携わっていますけれども、出された分に対しては現地の地目がそうなっていると言う事で地権者の方に確認をして行っていますので、これはそのまま承認と言うか、そうしていただけたらと思いますけれども。

議長： その他ございませんか。それでは無いようですので、質疑を打ち切り採決を取らせていただきます。議案第5号、国土調査法に基づく地籍調査に係る地目認定につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定をいたしました。続きまし

て議案第6号、令和6年農作業標準賃金（案）につきまして、事務局より提案説明をお願いします。

事務局： 71ページをご覧ください。議案第6号でございます。令和6年農作業標準賃金（案）について、令和6年の農作業標準賃金の決定にあたり、審議を求めますと言う事で、72ページに令和6年の農作業標準賃金と言う事で提案をさせて頂ければと思います。春作業、秋作業それぞれの標準賃金と言う事で掲載をさせて頂いております。それぞれの金額は昨年と同様に変更はしておりません。農業公社の単価表示と言う事も鑑みまして、それぞれの金額を農業公社と合わせた数値にしております。一点だけ違いますのは、一般農作業と言う事で、一番上に掲載しております金額でして、昨年の鳥取県の労働賃金単価が900円と示されましたので、税抜きで900円と言う形で提案をさせて頂ければと思います。それ以外の単価につきましては農業公社に合わせていると言うのが実態でございます。お手元に資料と言う事で色を付けた一覧表を再度配らせていただいております。今年の単価についてそれぞれの町でどの様な単価設定をしているか参考にご覧いただければと思います。よろしく願いいたします。

議長： 以上事務局より令和6年の農作業標準賃金提案が成されました。この点について質問、意見のある方は挙手をお願いします。

見山： ちょっと良いですか。別表で見ればコンバインの単価がR3年に決まった分ですね。その時点と今回の金額を決めるのに、油代も高くなっているし結構上がっていますので、その辺は公社もオッケーと言っているんですか。

事務局： コンバインの単価が低いのではないかと。令和3年からずっと動いていないと言う事です。

浦部： すべての単価が令和3年の単価から変わっていないと考えていいんですか。

事務局： 前回お渡しした資料も変わってなかったと思います。ずっと固定されている様な形で変動はしていないと思います。

浦部： 農業公社さんの場合は足りない所は町から補填とかされますよね、それがあからやれると思うんですけど、一般の法人とかやっておられる所で自前でするのは良いんですけど、委託作業とか受ける場合、洲河崎も他所に△町から△町受けるわけですけども、燃料代の高騰があつてその辺の単価がずっと同じままですと、出稼ぎに行けば行くほど赤字になる様な形になる訳です。人件費も上げないといけない、機械も年々高くなって更新となると、4月から1割くらい機械も上がるという発表もありますし、そうすると消耗されても更新も出来ないとかという風になるので、もう少し今後の担い手の事を考えると、この辺はもう少し考えてもらえればと思うんですけど、いかがなものなんでしょうか。

見 山： ガソリンもですけど修理をするのに機械部品も上がっていますので、結構コンバインの部品は高いんです。他所は分かりませんが刃も私のところはひどい時には年に2回替えますので、良い所に行けばいいけど悪い所では石をかんだりしますので、今言っても仕方がないですけども、来年度はその辺も加味してもらってお願いしたいと思います。

松 本： 良いですか。さっき浦部さんが言われた様に作業受託を受けている側としては、令和3年から機械、特にコンバインの作業が多いんですけど、値段が一緒と言うのは、軽油代も上がるし、うちもコンバインの更新を考えているんですけど、機械の値段もどんどん上がるので、さすがに3年のままではどうかと思いますし、日野町、日南町と比較しても江府町だけずいぶん安いと思います。私からは以上です。

長 尾： 良いでしょうか。個人的な意見ですけど、昔は春作業と秋作業を分けて決めていたような気がするんですが、春については公社の方も会をされたみたいなどころがあって、おそらく公社も春作業はこのままで行かざるを得ないかと思うんですけど、秋についてはもう少し検討をしてみて、公社も秋作業についてはまだ決めていないですし、そこほど外して秋作業の分は別途もう一辺準備する方が良いと思います。

議 長： その他いかがでしょうか。皆様のご指摘、おっしゃることは良く分かります。令和3年から、これは令和6年の計画ですから3年経過して、特に燃料を中心に話を、それ以外に機械設備の高騰もありますけど、確かに当時はガソリン1リットル160円くらいの時もありました。今は180円になっていますからそこら辺は良く分かります。前回の総会の時に農業公社の理事をしておりますので、そのやり取りを口頭でご報告しました。燃料費の高騰機械設備の導入等を踏まえて春作業の受託料を上げたいと言う提案に対して、我々が受託農家の経営をひっ迫するので見直してくれないだろうかという強い要請をして、結果的に農業公社の受託料はそのまま据え置くと言う方向で整理をして、財政的な部分については町長が町から補填をしますので、その様にしましょうと言う整理をさせていただいたと、基本的に農業委員会の標準賃金は農業公社の価格をベースに、近隣の市町村を参考にしながら両方加味して設定していると言うのが実態です。その点については先ほど浦部推進委員がおっしゃった様に、農業公社は財政の支援があるからいいけども、担い手の方はなかなかそう言うわけにはいかないと言う事が、それはもちろん良く分かりますし、町外でも受託作業で経営をやっている農家の方も中にはいらっしゃいますから、農業公社の据え置きでは困ると言う、そういう受託作業を中心の農業者もいらっしゃると思います。そういう事を加味して皆さんの意見は意見として受け止めますので、先ほど長尾職務代理からありました様に、ベースになるのは農業公社、それから皆さんの実態を踏まえてと言う事ですので、春作業は今年はこの提案内容で認めて頂けないだろうか、来年の春作業については皆さん方の諸々の諸経費と担い手への経営的な考え方を踏まえて見直す方向で検討しますと言う附帯決議、秋作業については先ほど長尾代理もおっしゃった様に、農業公社そのものが秋作業は審議されておられませんので、これから何時の次期になるか農業公社としても、秋作業の賃金について提案されますので、それを踏まえて、近隣の状況を踏まえて改めて農業委員会で秋作業を提案すると言う、分けてやらせて頂いたらどうかと言う提案をさせて頂きたいと思いますが、い

かがでしょうか。浦部さん、松本さん、これを取り下げてもう一回検討をして来月再提案した方が良いですか。

松 本： 次年度検討と言う事なら

浦 部： はい。

議 長： 見山さん

見 山： 春のはこれで出していいと思います。秋の事を考えてもらえれば。

議 長： 分かりました。事務局、そういう提案で整理ができますか。

事務局： 皆さんの承認を頂かなければ町報にも載せられないので、今月の町報を配るときにチラシとして農業委員会から出そうと思っております、一般農作業と春作業だけを掲載したチラシを載せて、秋作業については別途お知らせしますと言う様な形でチラシを配布したいと思います。

議 長： 今私の方が修正提案をした様な格好でご理解を頂けますでしょうか。賛成であれば挙手をお願いします。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。言葉だけで文章で整理をしておりますが、考え方はそういう事ですので、事務局も町報にそういう格好で掲載をすると言うところですので、よろしくご理解の程お願いします。続きまして議案第7号、令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）につきまして提案説明をお願いします。

事務局： 議案第7号でございます。令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について、別添の令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について、意見決定にあたり審議を求めたいと言う事で提出をさせていただきました。毎年皆さんの方にご提示をさせて頂きまして、農業委員会の事業計画と言う事で文章を提示しまして内容的なところ、基本方針、重点目標、事業計画と言う事で、77ページには具体的な活動目標の設定等と言う事で掲載をさせて頂いております。令和6年度江府町農業委員会事業計画（案）と言う事で74ページから基本方針について掲示をしております。読み上げて行きます。（基本方針の読み上げ）Ⅱの重点目標は農地利用の最適化の推進と言う事で、それから農業施策の推進情報の共有、組織活動を推進して行くと言う事でございます。Ⅲの事業計画でございますが、（1）農地利用の最適化の推進言う事で、地域での話し合いを推進して行きましよう、農地の集約、中間管理機構との連携を行いましよう、集落営農、担い手の育成・確保しましようと言う事でございます。遊休農地についても最新の注意を払って利用状況調査を行うと言う事で掲げております。（2）は農業施策の推進と言いう事で、町長への意

見書の提出と農業者年金の普及啓発と加入推進でございます。(3)情報の共有と発信を言う事で掲げております。(4)農業委員会の組織活動の推進につきましては、毎月行っております農業委員会の総会、検討会その他の会については随時行って行きましようと言う事でございます。76ページには令和6年度の江府町農業委員会の具体的な事業計画と言う事で年間の予定を掲げております。77ページからは活動目標の設定等と言う事で掲載をさせて頂いております。以上でございます。

議長： 以上7号議案の基本方針から設定項目まで提案をしましたが、本件について質問、意見のある方は挙手をお願いします。こだわればきりがないので良いんですけども、例えば基本方針の最後4行「集落営農の推進」は、と言う事で、集落営農だけに限定をしていますが、最後の具体で各地域の実情に合った組織作りに取り組むと言う事だけでも、これは、担い手の育成、集落営農など、地域実態にそくした多様な営農形態の育成は喫緊の課題であると言う事で、集落営農だけではない、担い手集落営農、それ以上に地域実態に即した多様なグループ営農を含めた多様な営農形態と言う事にしないと、集落営農に限定をして各地域の実態に即した組織作りと言う流れが少し違和感を覚えます。後の設定項目は良いかと思えます。皆さんはいかがでしょう。それでは質疑を打ち切り採決を取ります。議案第7号、令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委員： はい(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定いたしました。それではその他事項を一括して事務局長より説明をお願いします。

事務局： 1ページをご覧ください。7番のその他でございます。次回の農業委員会の総会を4月12日金曜日に予定をさせて頂ければと思います。時間は9時半からで場所は江府町役場2階多目的室、続きまして次回の農地相談会と言う事で3月28日木曜日、午後1時半から3時半です。江府町役場1階相談室で担当の委員さんは大岩委員さんと松本委員さんのお世話になればと思います。4月の農地相談会につきましては、4月25日木曜日、午後1時半から3時半まで江府町役場1階相談室で、森谷委員さんと加藤会長でお願いできればと思います。以上でございます。

議長： 皆さんの方から何かございませんか。それでは、慎重にご審議を頂きまして、またいろんな意見も頂きましてありがとうございます。以上を持ちまして3月期の総会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

令和 年 月 日

署名委員 7 番委員

署名委員 9 番委員